

第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、令和3年4月5日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：鳴ク第6号の1質問書に対する回答について、「事実確認の上、適切に対応しており見返りに見逃したことはない。」としている。鳴門市クリーンセンターの施設及び運転管理に係る関係職員に対する事実確認及び適切な処分内容と氏名が分かる資料一切の開示を求める。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和3年4月13日に該当する公文書について、「当該公文書の存否を明らかにすることにより、不開示情報を開示することとなるため、請求対象公文書の存否について答えることは出来ず、仮に当該公文書が存在するとしても鳴門市情報公開条例第7条第2号の規定により不開示情報に該当する。」とし、不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年4月26日付けで、審査請求人は本件不開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

4 諮問

令和3年5月31日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以

下「当審査会」という。) に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件不開示決定の取り消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

クリーンセンターの特定の職員及び施設管理に係る関係職員の処分内容について開示請求をしたが、不開示処分としたことについて、「適切に対応した事実内容」が条例のどの部分が対象になるのか明示されていない。処分をすることで、市のこれまでの主張の矛盾が明らかになる恐れがあるのか、その不開示理由について審査請求による答申により、分かりやすく説明を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

請求件名にある質問書の添付文書には特定の職員の氏名の記載がある。審査請求人が主張する事案に関する対象公文書の存否の有無を応答することは、本事案において当該職員に対する処分が行われたか否かという事実が明らかとなり、条例第7条第2号に基づく不開示情報である特定の個人を識別することができる情報を開示することとなる。条例第7条第2号ただし書において、公務員等の職務の遂行に係る情報は、公にすることにより個人の正当な利益が損なわれるおそれがある場合を除き、開示すべき情報とされているが、職員の処分歴等身分取扱いに係る情報等については、公務員の職務遂行に係る情報には該当せず、公にすることにより個人の正当な利益が損なわれるおそれがあるものと認められるため、存否応答拒否処分は妥当であると考えます。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

審査請求の趣旨として、審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求めており、実施機関が不開示決定とした本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について審査する。

2 本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 存否応答拒否について

存否応答拒否は、条例第9条に基づき、開示請求に対して当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、不開示情報の保護利益が害されることとなる場合に、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、①特定の個人名又は特定の事項を名指しした探索的な請求であり、当該公文書の存否を明らかにすることによって、名指しされた特定の個人や特定の事項に関する一定の事実の有無が明らかになること及び②①で明らかになる事実不開示情報に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(2) 本件処分の妥当性について

本件処分が、存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて審査する。

請求件名にある鳴ク第6号の質問書の添付文書には特定の職員の氏名が記載されており、本件開示請求は、鳴ク第6号の1の回答書の内容、つまり特定の職員に対する事実確認、それに伴う処分内容及び氏名について開示を求めたものである。そのため、本件対象公文書の存在を前提に応答することは、本案において当該職員に対する処分が行われたか否かという事実が判明し、実質的に条例第7条第2号に基づく不開示情報である特定の個人を識別することができる情報を開示することになる。したがって、名指しされた特定の個人名又は特定の事項に関する一定の事実の有無が明らかになるといえるため、上記①の要件に該当する。

次に、前項で明らかになる事実不開示情報に該当する事実が含まれるかについて審査する。条例第7条第2号ただし書において、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示すべき情報とされているが、公にすることにより個人の正当な利益が損なわれるおそれがある場合については不開示とすることを定めている。本件開示請求である特定の職員の処分内容及び氏名等に係る情報については、

公にすることにより個人の正当な利益が損なわれるおそれがあるものといえる。したがって、前項で明らかになる事実には不開示情報に該当する事実が含まれるため、上記②の要件に該当する。

以上のことから、本件処分は存否応答拒否の二つの要件を備えており、実施機関の説明には特段不合理な点はなく、審査請求人が求めている本件対象公文書の存否を応答することは、条例第7条第2号の規定に基づく不開示情報を開示することになると認められる。

4 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
令和3年 5月31日	諮問書の受理
6月 9日	実施機関理由説明書の受理
6月28日	審査請求人意見書の受理
7月29日	・実施機関による理由説明の聴取 ・審議
8月25日	・審議
8月31日	・答申